㈡　企画割引「四国まるごとドライブパス！2017」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大２日間（休日及び平成29年11月24日に限る。以下同じ。）、３日間又は４日間に、ニ）Ａａ、ｂ又はｃに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂに定める区間内のインターチェンジまで往復（ニ）Ａａに定める区間内のインターチェンジとニ）Ｂに定める区間内のインターチェンジを中国縦貫自動車道の福崎インターチェンジと兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の福崎南インターチェンジを経由し通行する場合若しくはニ）Ａに定める区間内のインターチェンジとニ）Ｂに定める区間内のインターチェンジを山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ若しくは尾道インターチェンジ、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の淡路インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの各インターチェンジ又は一般国道30号の坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジを経由し通行する場合を含む。）しニ）Ｂに定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）並びにニ）Ｂに定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限る。以下「周遊型」という。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ）Ａ出発及び到着エリア毎及び周遊型に対して次のとおりとする。

車　種	ニ）Ａａ			ニ）Ａｂ		
	２日間利用	３日間利用	４日間利用	２日間利用	３日間利用	４日間利用
軽自動車等	5,300円	6,000円	6,800円	4,200円	5,000円	5,600円
普　通　車	6,600円	7,500円	8,500円	5,300円	6,300円	7,000円

車　種	ニ）Ａｃ			周　遊　型		
	２日間利用	３日間利用	４日間利用	２日間利用	３日間利用	４日間利用
軽自動車等	5,300円	6,000円	6,800円	3,900円	4,600円	5,200円
普　通　車	6,600円	7,500円	8,500円	4,900円	5,800円	6,500円

ハ）実施する期間

平成29年６月１日から平成29年12月17日までとする。ただし、平成29年８月10日から平成29年８月16日までの間を除く。

ニ）適用区間

Ａ　出発及び到着エリア

a	中央自動車道西宮線の蒲生スマートインターチェンジから吹田ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで及び高槻インターチェンジから高槻第二ジャンクションまで、中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから西宮北インターチェンジまで（ただし、中国豊中インターチェンジ及び西宮山口ジャンクションを除く。）、第二京阪道路の起点から久御山ジャンクションまで並びに京都縦貫自動車道の大山崎インターチェンジから長岡京インターチェンジまでの区間並びに京滋バイパスの全区間（ただし、南郷インターチェンジ、宇治東インターチェンジ及び巨椋インターチェンジを除く。）
b	近畿自動車道敦賀線の吉川ジャンクションから春日インターチェンジまで、中国縦貫自動車道の神戸三田インターチェンジから福崎インターチェンジまで、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジから尾道インターチェンジまで、中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジから有漢インターチェンジまで並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまで及び一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路（ただし、生野北第一インターチェンジを除く。）の全区間
c	山陽自動車道吹田山口線の三原久井インターチェンジから廿日市ジャンクションまで及び大竹ジャンクションから山口南インターチェンジまで、中国横断自動車道広島浜田線の広島ジャンクションから広島北インターチェンジまでの区間並びに広島岩国道路の全区間

Ｂ　周遊エリア

四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから川之江東ジャンクションまで及び川之江ジャンクションから大洲インターチェンジまで並びに四国横断自動車道阿南四万十線の徳島ジャンクションから須崎東インターチェンジまでの区間（ただし、津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間については、当該区間の全部が供用する日から適用する。）並びに四国横断自動車道愛南大洲線、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の全部が供用する日の前日まで適用する。）及び今治小松道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

１．［２］⑶のうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成30年４月19日」に改める。

３．［３］のうち、「平成46年３月27日」を「平成30年３月31日」に改める。

別添３を次のとおり改める。

近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山・神戸ジャンクション間、草津ジャンクション・大津ジャンクション間、高槻第一ジャンクション・高槻第二ジャンクション間）のうち、

「

		大山崎	茨　木
	高槻第二ジャンクション	8.4	7.7
高　槻	1.1	9.5	8.9

」を

「

		大山崎	茨　木
	高槻第二ジャンクション	8.4	7.7
高　槻	1.1	9.5	8.8

」に改める。

別添５を別添５のとおり改める。

別添６を別添６のとおり改める。

別添７を別添７のとおり改める。